

使用料等の見直しについて（報告）

江東区使用料検討委員会

令和元年 11 月



スポーツと人情が熱いまち

江東区

【目 次】

1. 使用料等改定の経緯	P. 1
2. 使用料見直しの基本方針	P. 1
3. 調査・検討項目	P. 2
4. 検討結果	P. 4
5. 今後の課題	P. 9
6. 資料編	P. 11

※原則として表示単位未満四捨五入のため、合計欄と内訳が一致しない場合がある。

1. 使用料等改定の経緯

本区では、公共施設の効率的な管理運営を行うとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料等の定期的な検証を実施し、必要に応じて改定を行ってきた。

平成 12 年度以降の使用料（指定管理者制度による利用料を含む。）の改定状況は下表のとおりである。

【過去の改定状況】

改定年度	改定	改定内容
平成 12 年度	有	平均 20% 引上げ
15 年度	見送り	—
18 年度	見送り	①文化センター及びスポーツ施設の駐車場の有料化 ②減免規定の見直し
21 年度	見送り	—
24 年度	有	文化センター系 20% 引上げ スポーツ施設系 20% 引上げ 区民館系 10% 引上げ
28 年度	見送り	—

*24 年度より、維持管理コストの原価計算に人件費を算入

2. 使用料見直しの基本方針

(1) 受益者負担の原則

施設使用料が貸出施設の維持管理等に要する費用（コスト）を下回る場合、乖離分は公費（税金等）で賄うことから、貸出施設を利用しない区民にも費用負担を課すこととなり、区民全体の負担となっている。

貸出施設を利用する区民（以下「受益者」という。）と利用しない区民との負担の公平を図るため、施設利用に対し応分の負担を求める受益者負担を原則として使用料を算定する。

(2) 算定方法の透明化

受益者や区民の方に分かりやすく説明するため、使用料の積算根拠を明確にし、透明性を確保する。

(3) コスト削減の取組み

貸出施設の維持管理等に要する費用（コスト）を使用料算定の基礎（原価）とすることから、効果的・効率的な施設運営によりコストを削減し、区民が利用しやすい施設使用料が設定できるよう行政側の努力が不可欠である。

(4) 見直しサイクルの明確化

公費（税金等）と受益者の負担、つまり区民相互の負担のバランスを確保するため、社会・経済情勢の変化や貸出施設の利用状況など、使用料と貸出施設に係るコストについて毎年度分析を行い、原則として4年ごとに利用者負担額見直しの検討を実施する。

3. 調査・検討項目

(1) 使用料等の分析について

①原価計算

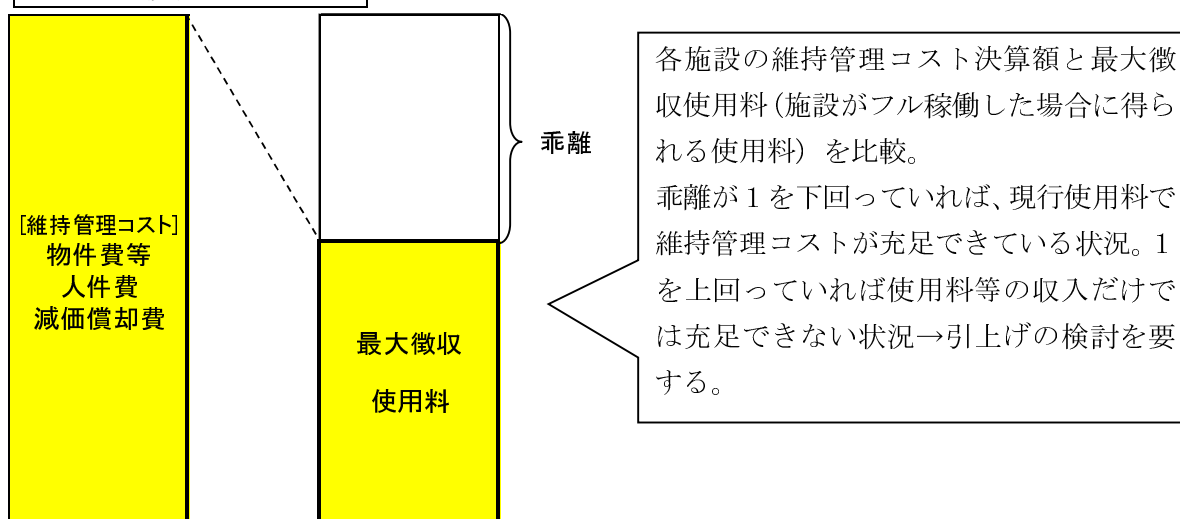
28年度（前回改定年度（※改定見送り））から30年度の3か年分について、施設別・カテゴリー別の決算実績に基づく収支状況（乖離率）を分析する。24年度の改定時より、分析上の維持管理経費に「人件費」を算入している。また、固定資産台帳の整備により、建物の資産価値について把握可能となったことから、今回の検討では、原価計算へ新たに建物の「減価償却費」を算入する。

維持管理コスト	内 容
物件費等	光熱水費等の物件費や経常的な維持補修費等（貸出面積分）
人件費	貸出業務に従事する職員人件費（委託の人件費相当を含む）
減価償却費	年数の経過による減少していく固定資産の価値を金額で示した もの。建物の建設（取得）に要した金額を耐用年数で年度ごとに 配分した費用（貸出面積分）

②経済情勢

消費者物価指数などにより、区民生活を取り巻く経済環境を検証する。

使用料等検討のイメージ



(2) 減額・免除規定について

文化施設・スポーツ施設の駐車場における障害者への減額・免除規定は、下表のとおり施設種別ごとに異なる取扱いを行っている。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、「障害者文化芸術活動推進法」の成立を踏まえ、これまで以上に障害者のスポーツ・文化芸術分野への参画を推進するため、減免規定の統一を図る。

【文化・スポーツ施設における駐車場の障害者減免規定有無】

	施設名	駐車場	障害者減免
文化センター等施設	江東区文化センター	有料	半額免除
	森下文化センター		
	古石場文化センター		
	亀戸文化センター		
	東大島文化センター	無料	—
	砂町文化センター	有料	半額免除
	豊洲文化センター		
	総合区民センター	有料	全額割引
	江東公会堂	有料	半額免除
	深川江戸資料館	無料	—
	芭蕉記念館	なし	—
中川船番所資料館	無料	—	
スポーツ施設	深川北スポーツセンター	有料	全額割引
	深川スポーツセンター		
	有明スポーツセンター		
	スポーツ会館		
	亀戸スポーツセンター	無料	—
	東砂スポーツセンター	無料	—
	健康センター	無料	—
	夢の島総合運動場	有料	全額割引
	潮見野球場	無料	—
	新砂運動場	無料	—

4. 検討結果

- 原価計算の結果、全施設での収支の乖離率は1.48であり、減価償却費を算入した場合、2.15となる。
 今回の見直しでは、減価償却費算入による激変緩和措置として、公費と受益者負担を3:1で計算。
全対象施設の使用料について20%の料金引上げを実施する。
- 文化・スポーツ施設の駐車場利用に係る障害者減免については、一律免除とする（令和2年4月より適用開始）。
 ※夢の島総合運動場と隣接する「夢の島区民農園」も併せて免除とする。

(1) 使用料等の分析結果について

①原価計算

使用料等の見直しは、以下の施設を対象としており、施設ごとの決算分析を行った上で、3つのカテゴリーに分類して検証を行っている。

【カテゴリー分類】

カテゴリー	対象施設名称
文化センター系 (12施設)	文化センター、江東公会堂、総合区民センター、森下文化センター、古石場文化センター、豊洲文化センター、亀戸文化センター、東大島文化センター、砂町文化センター、芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館
スポーツ施設系 (12施設)	スポーツ会館、深川スポーツセンター、亀戸スポーツセンター、有明スポーツセンター、東砂スポーツセンター、深川北スポーツセンター、夢の島競技場、屋外体育施設(新砂運動場、野球場、庭球場、プール)、豊洲西小学校プール・トレーニングルーム
区民館系 (9施設)	区民館、男女共同参画推進センター、産業会館、青少年交流プラザ、福祉会館、老人福祉センター、グランチャ東雲、教育センター、児童館

* 上記以外の施設は、法令・条例や都・区統一基準等により使用料の算定方法の基準があるなど別途の基準により算定している。

(例) 法令・条例等 : 区営住宅、高齢者住宅など
 都・区統一基準: 道路占用料、公園占用料など

<カテゴリー別の分析結果>

i) 文化センター系

(単位：千円)

	28年度	29年度	30年度
A. 維持管理コスト	800,639	860,084	944,545
※減価償却費含む	—	—	1,302,090
B. 最大徴収使用料	705,222	695,696	711,882
C. 乖離率 (A/B)	1.14	1.24	1.33
※減価償却費含む	—	—	1.83

ii) スポーツ施設系

(単位：千円)

	28年度	29年度	30年度
A. 維持管理コスト	1,056,934	1,116,465	1,390,710
※減価償却費含む	—	—	2,117,854
B. 最大徴収使用料	937,779	928,954	1,008,347
C. 乖離率 (A/B)	1.13	1.20	1.38
※減価償却費含む	—	—	2.10

iii) 区民館系 (区民館)

(単位：千円)

	28年度	29年度	30年度
A. 維持管理コスト	45,242	46,842	47,855
※減価償却費含む	—	—	85,570
B. 最大徴収使用料	38,338	38,367	38,252
C. 乖離率 (A/B)	1.18	1.22	1.25
※減価償却費含む	—	—	2.23

【全ての対象施設】

(単位：千円)

	28年度	29年度	30年度
A. 維持管理コスト	2,073,383	2,220,771	2,777,161
※減価償却費含む	—	—	4,031,801
B. 最大徴収使用料	1,761,883	1,755,829	1,878,602
C. 乖離率 (A/B)	1.18	1.26	1.48
※減価償却費含む	—	—	2.15

★最大徴収使用料：貸出施設が貸出可能時間帯で全て稼働（満室）した場合に見込まれる使用料

消費税率の引上げ（元年10月～）による物価・労務費の上昇や、近年の猛暑による光熱水費の上昇、施設の老朽化など、維持管理コストの増加要素がある中、30年度決算の状況は、依然として維持管理コストが最大徴収使用料を上回る結果となった。

28年度以降、各施設では歳出削減や独自の歳入確保策の検討に努めてきており、今後も引続き取組みを続けていく必要があるものの、そうした歳出削減等だけでは乖離の解消は限界に来ている。

②消費者物価指数

東京都区部における消費者物価指数の推移は下表のとおりである。

【総合指数の推移】

	26年平均	27年平均	28年平均	29年平均	30年平均
平成27年を100とした場合	99.3	100.0	99.8	100.0	100.9

31.1	31.2	31.3	31.4	元.5	元.6	元.7	元.8	元.9
101.3	101.4	101.4	101.8	101.6	101.6	101.5	101.8	101.8

27年平均（前回改定時の分析年度）の消費者物価指数を100.0とすると、30年平均は100.9であった。31年（令和元年）は、4月まで上昇し、その後は横ばいで推移したものの、8月に再び上昇した。

項目別では、食品が生鮮食品を中心に増加傾向にあり、また、教育娯楽や交通・通信等といった分野で物価が上昇傾向にある。一方で、光熱・水道は減少傾向にある。

③月例経済報告など

内閣府が元年10月に発表した月例経済報告では、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している」としている。また、前月の報告から、「消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向に留意」や、「相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意」といった景気動向への懸念を新たに加えている。

また、内閣府が毎月発表する景気動向指数は、27年を100とすると、元年8月に99.0となり、前月から0.7ポイントの悪化となった。

景気動向は27年水準を横ばい～若干下回る状態となっており、依然として楽観視できない状況にある。

(2) 使用料等の改定

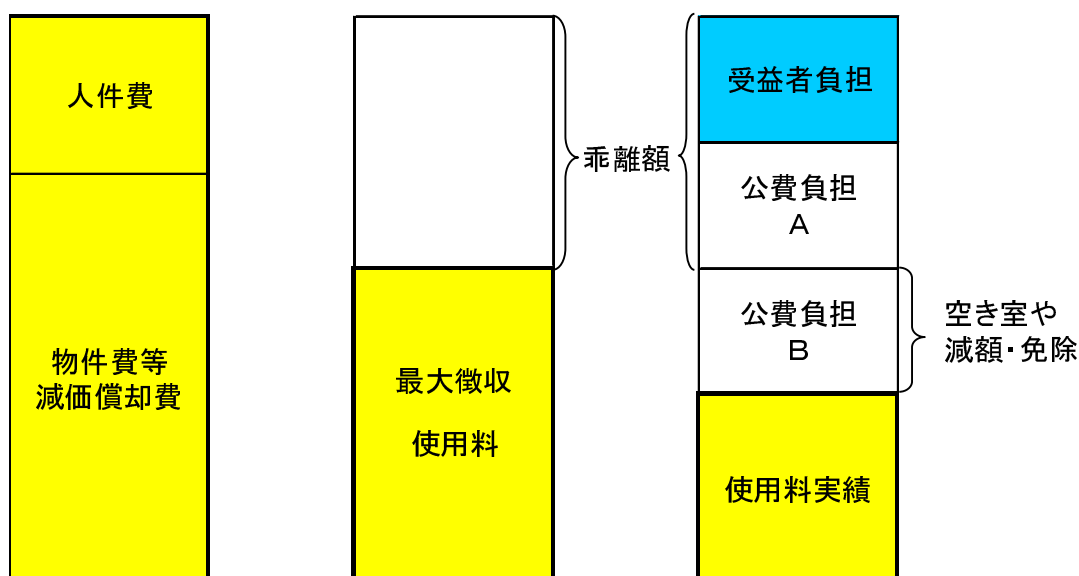
(1)の①のとおり、施設の維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が増加傾向にあることや、増税等により今後もコストが増加していくことが見込まれる現状、また、施設の老朽化により、今後改修等の工事費が多額に生じる現状から、施設による節減努力のみでは乖離の解消に限界があると判断し、今回の検討においては下記のとおり使用料等の引上げを行うこととした。

<改定の考え方>

(1) ①で示した30年度決算分析を基に、施設の最大徴収使用料と、維持管理コストとの乖離を、公費と受益者負担(使用料等)により解消させる。

なお、決算分析はカテゴリーごとと、全施設の合計で行っているが、減価償却費算入により全てのカテゴリーで乖離が生じたこと、また、カテゴリーごとの乖離率に大きなバラつきが生じたことから、今回の検討では、カテゴリー別ではなく、全施設の合計値を使用して一律の引上げを検討した。

維持管理コスト



※使用料等の実績と最大徴収使用料の乖離(B)は引続き公費負担とする。

①公費負担と受益者負担について

施設使用料の積算にあたっては、上記のとおり、乖離額を解消するための公費と受益者負担(使用料等)の割合を定める。

従来、本区では概ね1/2程度ずつの負担としており、施設利用者にとって一定の負担を求める一方で、区としてはコスト削減等による効率的な施設運営により乖離の解消を行うこととしてきた。

【負担の考え方について】

公 費 負 担	コスト削減等の効率的な施設運営等
受 益 者 負 担	施設利用者に応分の負担(使用料の引上げ)

②負担割合の検討

30年度の決算分析においては下表のとおり、乖離の解消には115%の引上げを要することとなった。

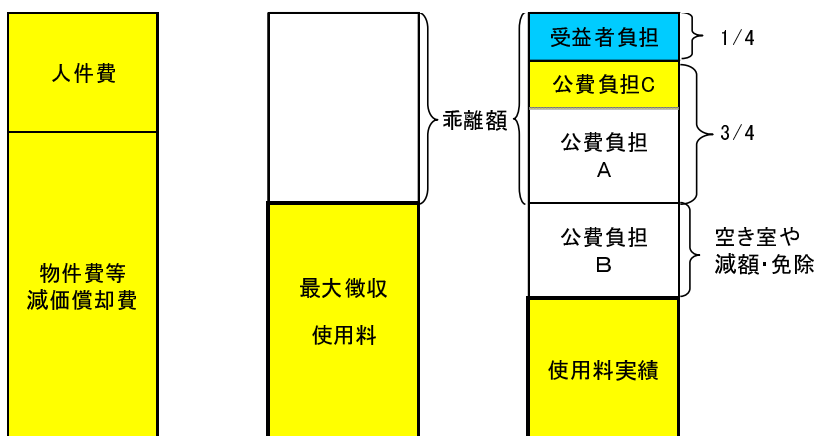
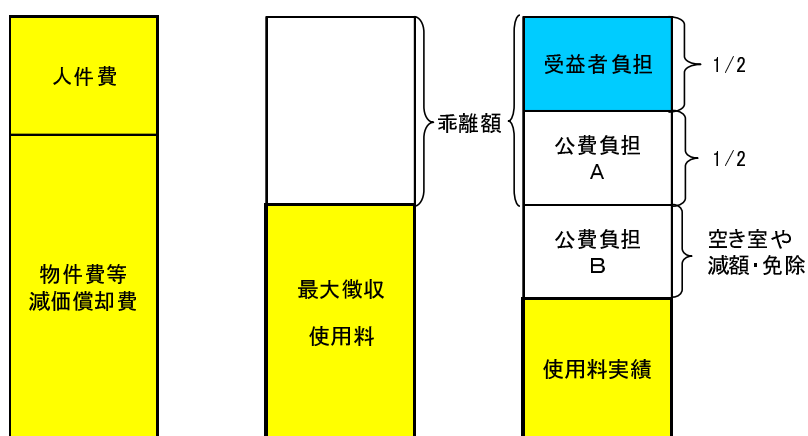
従来のとおり、公費と受益者負担の割合を1：1すると、受益者負担は50%となり、施設使用料1.5倍の引上げを要することとなる。

しかしながら、今回の大幅な乖離は、従来計上してこなかった「減価償却費」の算入によるものであることが大きく、また、(1)②・③に記載のとおり、物価や景気動向も不透明な点があることから、使用料の激変緩和措置として、受益者負担1/2のうち、更に1/2を公費負担とすることとした(公費：受益者負担=3：1)。

	乖離解消に要する引上率	公費	受益者負担
1：1の場合	115%	65%	50%
3：1の場合		95%	20%



一律20%の引上げを実施



(3) 特例措置について

今回の使用料等改定により、各施設 20%の使用料引上げとなるが、小中学生及び区内在住の 65 歳以上の高齢者に対しては、現行の個人利用料の引上げは行わず、据置くこととする。

なお、貸出施設の利用実態等を踏まえ、一部の貸室では現行料金を据置くこととする。

(4) 使用料等の改定期間について

使用料等の改定期間は、区民への十分な周知期間や準備期間等を確保する必要があるため、令和 2 年 10 月 1 日使用承認分より新料金を適用する。

(5) 検討状況の公表について

今年度の検討結果については、この報告書により、議会への報告を行うとともに、区民に対しても公表することとする。

5. 今後の課題

今回の検討結果では、使用料等の改定を実施することとしたが、今後も人件費や物価等の上昇など、維持管理コストの増加が見込まれているため、使用料等の引上げ分のみでは乖離の解消は困難であり、区としても一層の節減努力や新たな歳入の確保等を行っていく必要がある。

こうした状況も踏まえ、次回の見直しまでに以下の点について検討する。

(1) 受益者負担割合の検討

本区では、収支の乖離のうち 50%を公費負担しており、今回の見直しでは激変緩和として 75%を公費負担とした。しかしながら、受益者負担の原則からは、本来は受益者が全額負担すべきという考え方もある。

受益者負担割合のあり方については、次回改定時においても引続き検討を要する。

6. 資 料 編

平成30年度決算【施設別分析結果】

(単位:千円, %)

施設名	管理運営費 決算額A	使用料対象 経費率B/A	使用料 対象経費日 面積率C	使用料対象 維持費D=B×C	施設維持に かかる人件費E	人件費を含む 維持費F=D+E	減価 償却費G	減価償却費を含む 維持費H=F+G	最大徴収 使用料I	人件 J=F/I	減価 K=H/I	30年度使用料 決算額L(個人含む)
文化センター	523,899	0.436	228,198	83,749	28,883	112,632	15,856	128,488	111,165	1.01	1.16	61,291
江東公会堂	463,334	0.706	328,947	204,669	13,614	218,283	19,981	238,264	212,762	1.03	1.12	80,443
総合区民センター	175,154	0.629	110,117	37,550	24,197	61,747	8,174	69,921	46,466	1.33	1.50	27,736
東大島文化センター	109,593	0.310	34,020	19,630	18,953	38,583	19,869	58,452	27,323	1.41	2.14	16,355
豊洲文化センター	109,815	0.294	32,297	56,852	44,309	101,161	27,085	128,246	49,187	2.06	2.61	37,867
砂町文化センター	152,779	0.516	78,850	38,588	16,766	55,324	19,489	74,813	38,339	1.44	1.95	17,052
森下文化センター	172,519	0.540	93,135	77,674	9,477	87,151	128,558	215,709	61,406	1.42	3.51	34,334
古石場文化センター	187,677	0.477	89,444	55,008	22,598	77,607	13,312	90,919	34,312	2.26	2.65	17,471
江戸資料館	161,810	0.481	77,890	51,485	16,733	68,218	24,670	92,887	49,166	1.39	1.89	41,489
男女共同参画推進センター	75,214	0.503	37,859	16,128	9,559	25,687	33,594	59,281	20,868	1.23	2.84	6,485
亀戸文化センター(商工C舎)	239,515	0.646	154,818	58,057	15,308	73,365	62,723	136,088	71,642	1.02	1.90	43,930
産業会館	27,381	0.318	8,698	3,236	13,588	16,824	2,292	19,116	8,192	2.05	2.33	4,944
区民館	86,790	0.229	19,863	19,863	27,991	47,855	37,715	85,570	38,352	1.25	2.23	11,742
児童館	136,528	0.097	13,243	3,668	15,115	18,783	9,606	28,389	5,027	3.74	5.65	1,008
福祉会館	149,269	0.096	14,280	7,454	13,601	21,055	15,422	36,477	8,896	2.37	4.10	310
深川老人福祉センター(分館含む)	57,198	0.461	26,347	20,551	6,568	27,119	23,589	50,708	13,147	2.06	3.86	370
城東老人福祉センター	56,195	0.227	12,760	10,042	5,988	16,030	4,190	20,220	6,745	2.38	3.00	366
亀戸老人福祉センター	47,749	0.200	9,543	6,709	4,946	11,655	0	11,655	6,812	1.71	1.71	21
教育センター	62,890	0.427	26,877	2,983	9,351	12,334	2,919	15,254	9,969	1.24	1.53	1,752
中川船番所資料館	60,518	0.426	25,754	15,556	8,327	23,883	12,843	36,726	2,831	8.44	12.97	1,695
青少年交流プラザ	89,882	0.542	48,708	16,853	6,834	23,687	17,840	41,527	20,192	1.17	2.06	1,903
芭蕉記念館	61,864	0.284	17,543	13,193	13,398	26,591	4,986	31,577	7,281	3.65	4.34	4,186
スपोर्टス会館	327,846	0.773	253,477	216,469	31,932	248,401	28,340	276,741	150,861	1.65	1.83	68,648
深川スポーツセンター	153,601	0.777	119,307	75,402	14,905	90,308	172,570	262,878	99,730	0.91	2.64	52,056
亀戸スポーツセンター	196,217	0.829	162,709	130,492	21,463	151,955	51,739	203,694	120,544	1.26	1.69	42,454
有明スポーツセンター	386,941	0.700	270,984	202,696	32,664	235,360	270,865	506,225	128,317	1.83	3.95	58,837
東砂スポーツセンター	195,085	0.837	163,285	134,057	27,429	161,486	69,077	230,563	109,099	1.48	2.11	35,727
深川北スポーツセンター	226,735	0.574	130,134	105,018	26,544	131,563	70,653	202,215	147,807	0.89	1.37	67,406
運動場(野球・庭球等)	194,926	0.954	185,930	181,394	55,738	237,131	0	237,131	201,307	1.18	1.18	93,106
夢の島競技場	40,468	0.887	35,899	34,750	4,061	38,811	50,474	89,285	33,118	1.17	2.70	19,491
豊洲西小学校プールトレーニングルーム	146,977	0.458	67,352	25,998	69,697	95,695	13,427	109,122	17,565	5.45	6.21	17,565
グランチャヤ東雲	325,085	0.535	173,828	68,315	152,561	220,876	22,784	243,660	20,173	10.95	12.08	20,173
計	5,401,434	0.565	3,050,099	1,994,059	783,102	2,777,161	1,254,640	4,031,801	1,878,602	1.48	2.15	888,211

* 対象面積率Cは、区民館一区分館のみ、児童館、福祉会館一各館のみ、その他一施設全体の面積を分母として積算

文化センター系	2,418,477	1,269,014	711,980	232,566	944,545	357,545	1,302,090	711,882	1.33	1.83	383,849
スポーツ施設系	1,868,796	1,389,078	1,106,278	284,432	1,390,710	727,144	2,117,854	1,008,347	1.38	2.10	455,290
区民館系(その他)	1,114,161	392,007	175,802	266,104	441,906	169,951	611,857	158,373	2.79	3.86	49,072
合計	5,401,434	3,050,099	1,994,059	783,102	2,777,161	1,254,640	4,031,801	1,878,602	1.48	2.15	888,211

江東区使用料検討委員会の設置及び運営に関する要領

昭和55年5月12日

庁議決定

(設置)

第1条 江東区における使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金を含む。以下同じ。）の適正化を図るため、江東区使用料検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために必要な調査研究を行い、適正な使用料案を作成し区長に提出する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

政策経営部長

総務部長

地域振興部長

区民部長

福祉部長

福祉推進担当部長

健康部長

こども未来部長

環境清掃部長

都市整備部長

土木部長

教育委員会事務局次長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、政策経営部長とし、会務を総括する。

2 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(幹事会)

第6条 委員会は、円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会から付託された事項について調査研究し、計画案を委員会に提出する。

3 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

企画課長

財政課長

総務課長

経理課長

男女共同参画推進センター所長

経済課長

文化観光課長

スポーツ振興課長

青少年課長

区民課長

豊洲特別出張所長

福祉課長

長寿応援課長

障害者施策課長

健康推進課長

こども家庭支援課長

温暖化対策課長

住宅課長

管理課長

道路課長

河川公園課長

施設保全課長

交通対策課長

学務課長

教育センター所長

- 4 幹事会に、幹事長を置く。
- 5 幹事長は、政策経営部財政課長をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を委員会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策経営部財政課において行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月24日から施行する。

江東区使用料検討委員会・幹事会開催状況

【委員会】

	日程	検討内容
1	令和元年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料改定の検討について ・令和元年度における検討について ・今後の検討スケジュールについて
2	令和元年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会の検討結果について ・報告書（案）について

【幹事会】

	日程	検討内容
1	令和元年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料改定の検討について ・令和元年度における検討について ・今後の検討スケジュールについて
2	令和元年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度決算の分析結果について ・使用料等改定に係る区民意見の募集について ・近隣区（5ブロック）類似施設の実態調査について ・施設駐車場の減免規程について ・今後の検討スケジュールについて
3	令和元年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・区民意見募集の結果について ・平成30年度決算分析の確定について ・近隣区（5ブロック）類似施設の調査結果について ・公共施設を取り巻く環境（経済情勢等）について ・使用料見直しの検討結果及び素案について
4	令和元年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討作業部会の検討結果について ・報告書（案）について

